

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月7日
【事業年度】	第7期（自平成18年5月1日 至平成19年4月30日）
【会社名】	フリービット株式会社
【英訳名】	FreeBit Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 宏樹
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区円山町3番6号
【電話番号】	03-5459-0522（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 田中 伸明
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区円山町3番6号
【電話番号】	03-5459-0522（代表）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年7月27日に提出いたしました第7期（自平成18年5月1日至平成19年4月30日）有価証券報告書の記載事項のうち、一部の記載事項につき訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため証券取引法第24条の2第1項に基づき有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6. コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所には__を付して表示しております。

第一部企業情報

第4 提出会社の状況

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) <省略>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの概要

<省略>

⑥会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係の概要

当社は、社外取締役は選任しておりません。また、社外監査役と当社の間、人的関係、資本的关系又は、取引関係その他の利害関係はありません。

<省略>

(5) ～ (9) <記載しておりません。>

(訂正後)

(1) <省略>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの概要（本報告書提出日現在）

<省略>

⑥会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係の概要

当社の社外取締役であります出井伸之氏は当社株式を150株所有しております。その他の取引関係、利害関係はありません。

また、当社の社外監査役のうち、山口勝之氏は当社株式を8株所有しており、また当社の顧問弁護士事務所である西村あさひ法律事務所の弁護士であります。この他は当社と資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

<省略>

(5) 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

(7) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第2項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。また、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。これらはいずれも決議を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元、確保を行うことを目的とするものであります。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(9) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。